

国名	韓国
<p>公的年金の体系</p> <p>保険料財源</p> <p>税財源</p> <p>企業・個人年金</p>	
<p>被保険者 (◎強制△任意×非加入)</p>	<p>〈国民年金〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18～59歳の被用者は「事業所加入者」として◎ ・18～59歳の自営業者，27歳以上の無業者は「地域加入者」として◎ ・専業主婦などの無所得配偶者や26歳までの所得のない学生などは「任意加入者」として△
<p>保険料率（2020年現在）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業所加入者」は所得の9.0%に固定（労使折半）。標準報酬は，課税所得を基準。 ・「地域加入者」「任意加入者」は9.0%に固定（全額本人負担）。
<p>支給開始年齢</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・62歳（2018～2022年）。支給開始年齢は，2013年以降、1953年生まれの人から5年毎に1歳ずつ引き上げ，2033年には65歳（1964年以降の誕生者）となる予定。
<p>基本給付額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年の所得代替率は44%。所得代替率は，2008年以降，毎年0.5%ずつ引き下げられており（2007年改正），2028年の所得代替率は40%となる予定。
<p>給付の構造</p>	<p>基本年金額 = $(2.4A + 1.8B) \times (1 + 0.05n/12) \times (P_1/P)$ (←1998年以前：所得代替率70%)</p> <p>(年額)</p> <p>+ $1.8(A + B) \times (1 + 0.05n/12) \times (P_2/P)$ (←1999年～2007年：同60%)</p> <p>+ $1.5(A + B) \times (1 + 0.05n/12) \times (P_3/P)$ (←2008年：同50%)</p> <p>.....</p> <p>+ $1.32(A + B) \times (1 + 0.05n/12) \times (P_4/P)$ (←2020年：同44%)</p> <p>.....</p> <p>+ $1.2(A + B) \times (1 + 0.05n/12) \times (P_{23}/P)$ (←2028年：同40%)</p> <p>A：全ての被保険者の平均月額所得（年金支給開始直前の3年間）</p> <p>B：当該被保険者本人の基本月額所得（標準報酬月額）平均値（全保険加入期間）</p> <p>n：被保険者本人の保険加入期間のうち20年を超えた月数</p> <p>P：被保険者本人の全保険加入月数，P₁：1998年以前の保険加入月数，P₂：1999年～2007年までの保険加入月数，P₃：2008年の保険加入月数，P₄：2020年の保険加入月数，P₂₃：2028年の保険加入月数</p> <p>* AおよびBに乘じる乗率は，2008年～2027年にかけて，1.5から毎年0.015減少し，2028年には1.2となり，固定される予定。</p> <p>* 上記算定式で導き出される基本年金額は「年額」であり，「月額」に換算するには基本年金額を12か月で除す必要がある。</p>
<p>所得再分配</p>	<p>上記の基本年金額の計算式のうち，Aが「均等部分」であり，Bが「報酬比例部分」となっている。「均等部分」において所得再分配が行われている。</p>
<p>公的年金の財政方式</p>	<p>修正積立方式。年金制度が未成熟のため，保険料収入の相当部分は積み立てられている。</p>
<p>国庫負担</p>	<p>国民年金サービスの費用の一部と，農漁業者の保険料の一部を国庫が負担</p>
<p>年金制度における最低保障</p>	<p>保険料方式の「国民年金」とは別に，無年金者や低年金者に対して税財源に基づく「基礎年金」が支給される。</p>
<p>無年金者への措置</p>	<p>2008年より，無年金者や一定の所得水準以下の高齢者に対して，租税を財源に支給される公的扶助制度として「基礎老齢年金制度」を導入。2014年からは，給付水準を引き上げ「基礎年金制度」に改正された。</p>

私的年金	5人以上の被用者をもつ事業主は、退職金制度（一時金）か、退職年金制度を導入することが法律で義務付けられている。また、任意加入の個人年金がある。
国民への個人年金情報の提供	インターネットで、過去の保険料納入状況や将来の予想年金額を知ることができる。

(藤森克彦・みずほ情報総研主席研究員／日本福祉大学教授)